

第44回大阪府学校教育審議会

日 時 令和4年5月9日（月）15：30～

会 場 オンライン会議にて実施

次 第

1 開 会

2 審 議

- (1) 諮問
- (2) 今後の審議予定について

3 閉 会

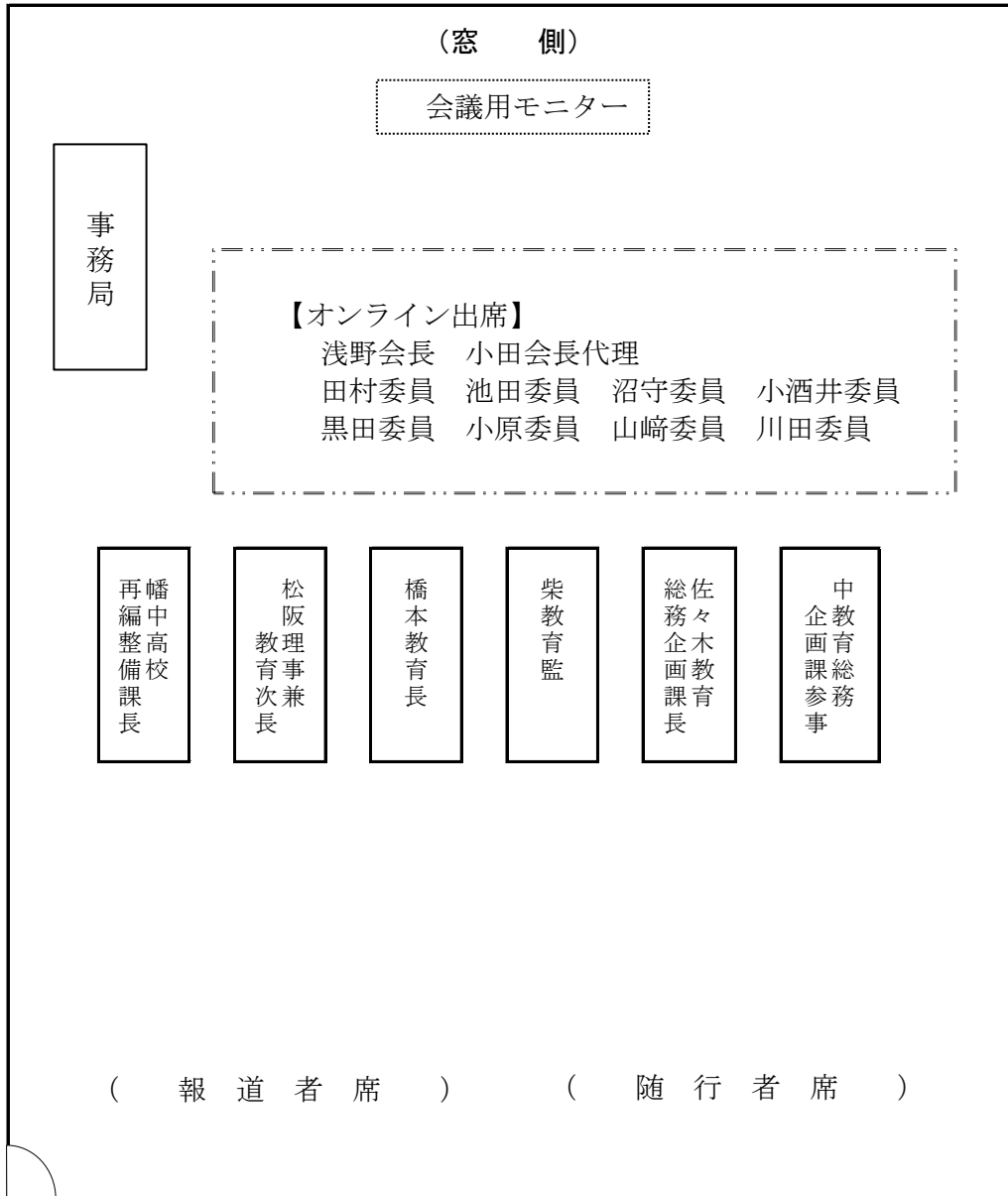
配付資料

- ・ 次第
- ・ 大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 大阪府学校教育審議会規則
- ・ 資料1 工業系高校の今後のあり方について
- ・ 資料2 諮問書（写し）
- ・ 資料3 大阪府学校教育審議会 工業教育部会委員名簿（案）
- ・ 参考資料1 府立高等学校再編整備方針
- ・ 参考資料2 大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画（平成26年度～平成30年度）
- ・ 参考資料3 大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画（2019（平成31）年度～2023年度）
- ・ 参考資料4 大阪市立の高等学校等移管計画

大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿

氏名	職名	分野	第44回会議
浅野 良一	兵庫教育大学大学院 特任教授	教育学	出席 (オンライン)
小田 浩伸	大阪大谷大学 教育学部長	教育学	出席 (オンライン)
田村 知子	大阪教育大学 教授	教育学	出席 (オンライン)
池田 佳子	関西大学 教授	日本語教育 国際教育	出席 (オンライン)
金澤 ますみ	桃山学院大学 准教授	学校ソーシャルワーク	欠席
沼守 誠也	大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学 総務本部長	教育行政	出席 (オンライン)
小酒井 正和	玉川大学 教授	ICT	出席 (オンライン)
黒田 隆之	桃山学院大学 准教授	社会福祉	出席 (オンライン)
小原 美紀	大阪大学大学院 教授	労働経済学	出席 (オンライン)
山崎 智恵子	株式会社パソナ 関西マイコーチ統括部 関西マイコーチ第2チーム チーム長	企業関係者	出席 (オンライン)
川田 裕	学校法人 常翔学園 理事	工業技術教育	出席 (オンライン)

配席図



○大阪府学校教育審議会規則

昭和四十三年四月十日
大阪府教育委員会規則第四号
改正 昭和四五年四月三日教委規則第四号
昭和四七年一二月二三日教委規則第一三号
昭和五一年三月三十一日教委規則第六号
昭和五二年六月一三日教委規則第八号
昭和五四年十一月五日教委規則第八号
昭和五六年三月三十一日教委規則第二号
昭和六〇年三月三〇日教委規則第四号
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一一号
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一二号
昭和六三年四月一日教委規則第二号
平成四年三月三十一日教委規則第八号
平成一一年三月三十一日教委規則第二号
平成一二年七月四日教委規則第一六号
平成一八年三月三十一日教委規則第四号
平成一九年三月三〇日教委規則第一一号
平成二〇年七月三〇日教委規則第一七号
平成二三年三月二八日教委規則第三号
平成二四年三月三〇日教委規則第三号
平成二四年十一月一日教委規則第三五号
平成二八年三月三十一日教委規則第一五号
令和二年一二月一一日教委規則第一七号
令和四年三月二十八日教委規則第四号

大阪府学校教育審議会規則をここに公布する。

大阪府学校教育審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。）
第六条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇教委規則四・平一二教委規則一六・平二四教委規則三・一部改正)

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、条例別表第一第二号に掲げる当該担当事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。

(昭五六教委規則二・昭六〇教委規則一二・平二四教委規則三・令二教委規則一七・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから委員会が任命する。
- 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭六〇教委規則一二・平一二教委規則一六・令二教委規則一七・一部改正)

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 専門委員は、委員会が任命する。
- 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(平一二教委規則一六・全改、令二教委規則一七・一部改正)

(会長)

第五条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(平一二教委規則一六・全改)

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第八条繰上・一部改正、令四教委規則四・追加)

(部会)

第七条 審議会に必要な応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 6 第十条の規定にかかわらず、部会の庶務は、部会における審議事項を担当する所属において行うことができる。

(平一二教委規則一六、令四教委規則四・追加)

(報酬)

第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(昭四七教委規則一三・昭五一教委規則六・昭五二教委規則八・昭五四教委規則八・昭五六教委規則二・昭六〇教委規則四・昭六三教委規則二・平四教委規則八・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十条繰上・一部改正、平二四教委規則三・平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(昭六〇教委規則四・昭六〇教委規則一一・昭六三教委規則二・平一一教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平一八教委規則四・平二〇教委規則一七・平二四教委規則三・一部改正)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(昭五六教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十三条繰上、平二四教委規則三・旧第十一条繰上、平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十四条繰上、平二四教委規則三・旧第十二条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大阪府教育課程審議会規則(昭和二十八年大阪府教育委員会規則第一号)は、廃止する。
- 3 委員等の報酬の額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千八百円とする。

(平二〇教委規則一七・追加)

附 則 (昭和四五年教委規則第四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年教委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五一年教委規則第六号)

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五二年教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五四年教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年教委規則第二号)

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年教委規則第四号)

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年教委規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年教委規則第一二号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和六十一年一月十二日から施行する。

附 則 (昭和六三年教委規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年教委規則第八号)

(施行期日)

1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に委員となっている者の任期については、改正後の大阪府学校教育審議会規則第六条の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までとする。

附 則 (平成一一年教委規則第二号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

(大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則の廃止)

2 大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則(昭和五十四年大阪府教育委員会規則第七号)は、廃止する。

附 則 (平成一二年教委規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年教委規則第四号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年教委規則第一一号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年教委規則第一七号)

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則 (平成二三年教委規則第三号)

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年教委規則第三号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和二年教委規則第一七号）

この規則は、公布の日から施行する。

工業系高校の今後のあり方について

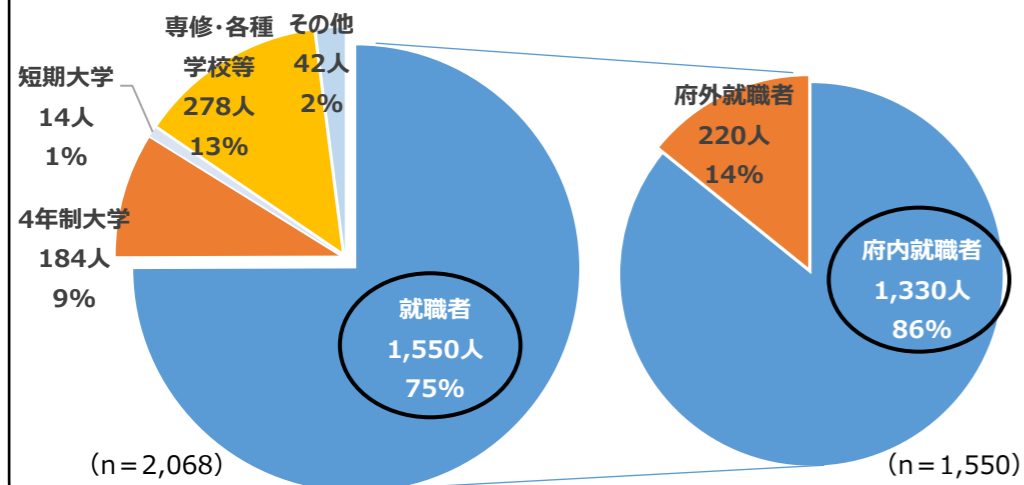
これまでの取り組み・成果

大阪府では、これまで、ものづくり教育の活性化に向けて、「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画（平成 25 年 11 月策定）」に基づく、工科高等学校それぞれの強みを生かした人材育成の重点化を図るため、3つのタイプへの分類の実施や、「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画（平成 30 年 11 月策定）」に基づく、PBL（Project-Based Learning・課題解決型学習）の導入とそれに伴う 35 人学級導入等の取り組みによる、企業から求められる力を備えた人材の輩出に取り組んできたところである。

人材育成の重点化	高大連携重点型	実践的スキル養成重点型	地域産業連携重点型
	「将来の高度技術者」	「高い付加価値を生み出す技術・技能を持つ人材」	「ものづくり現場を支えて指導・管理・改善を推進する現場のリーダーとなる人材」
成果	大学進学者の増加。 「工学系大学進学専科」を開設。	電気工事士など就職に役立つ職業資格の取得者が増加。	求人数の増加。インターンシップ協力企業数・参加生徒数の増加。
校名	茨木工科 今宮工科 淀川工科	西野田工科 堺工科 藤井寺工科	城東工科 布施工科 佐野工科

- AI や IoT 等のデジタル化に対応するための教材や機器を導入 → 先端機器の学習の機会を拡充
- PBL の導入 → 課題解決力、コミュニケーション力、提案力等の育成
- 出前授業（中学校の技術分野の授業）や小・中学生を対象にした「ものづくり体験教室」の開催 → ものづくりの魅力発信、工科高校のイメージ改善
- デュアルシステム（実践的な技術・技能を学ぶための長期企業実習）導入 → 生産現場で早期に実践力となる人材の育成

【工科高校 9 校の卒業後の進路状況（令和 2 年度実績）】



【重点型タイプの成果】

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
【高大】理工系大学進学率(%)※1	4.2	5.7	10.4	9.9	8.7	12.2	10.7
【実践】国家資格等合格率(%)※2	44.5	45.6	40.9	46.5	43.8	55.4	37.8
【地域】企業連携参加率(%)※3	82.3	111.6	99.5	99.6	119.9	100.0	66.4

※1:理工系大進学者/卒業生 ※2:資格取得者/受験者 ※3:参加生徒数/在籍生徒数
(なお、コロナ禍の影響で試験や企業連携の延期・中止があったため R2 は減少。)

【工科高校 9 校の求人数（令和 2 年度実績）】

卒業生計(A)	2,068 人
指定校求人数計(B)	6,543 人
求人倍率(B/A)	3.16

令和 4 年度志願状況

	茨木工科 (茨木市)	今宮工科 (西成区)	淀川工科 (旭区)	西野田工科 (福島区)	堺工科 (堺市)	藤井寺工科 (藤井寺市)	城東工科 (東大阪市)	布施工科 (東大阪市)	佐野工科 (泉佐野市)
R4 志願者数/R4 定員	166/210	211/210	189/210	164/210	208/210	137/210	171/210	147/210	187/210

※令和 4 年度入学者選抜時点

※令和 4 年 4 月に大阪市立の高等学校は大阪府へ移管。「都島工業」については現状のまま移管。「泉尾工業、東淀工業、生野工業」の 3 校は再編対象校とし、移管後、新工業系高校を開設。
(「大阪市立の高等学校等移管計画」より)

※「都島工業」については、大阪市高等学校教育審議会より、「高等学校卒業後の即戦力となる人材育成を維持しながら、進学実績の強みをさらに生かした魅力化を検討すべき」との答申。

課題

- 少子化の影響による公立中学校卒業生数の減少。
- 実習施設・設備の老朽化及び、日々進歩する技術革新のスピードにハード・ソフトともに十分に対応できていない。
- 工科高校の強みや魅力が、小・中学生とその保護者、中学校教員に十分に伝わっていない。

検討が必要な項目

【公立中学校卒業生数が減少する中での工業系高等学校の役割とあり方】

公立中学校卒業生数が減少する中で、今後も産業人材の育成を継続していくための工業系高等学校の役割とあり方。

【工業系高等学校における教育内容の充実と人材育成】最先端技術を取り入れた授業の充実。企業・大学等との外部連携の強化。

【工業系高等学校の魅力発信とイメージ戦略】地域等へのものづくりの魅力発信の強化とイメージ戦略。

大阪府学校教育審議会

【諮問内容（案）】

1 諮問事項

「今後の工業系高等学校のあり方について」

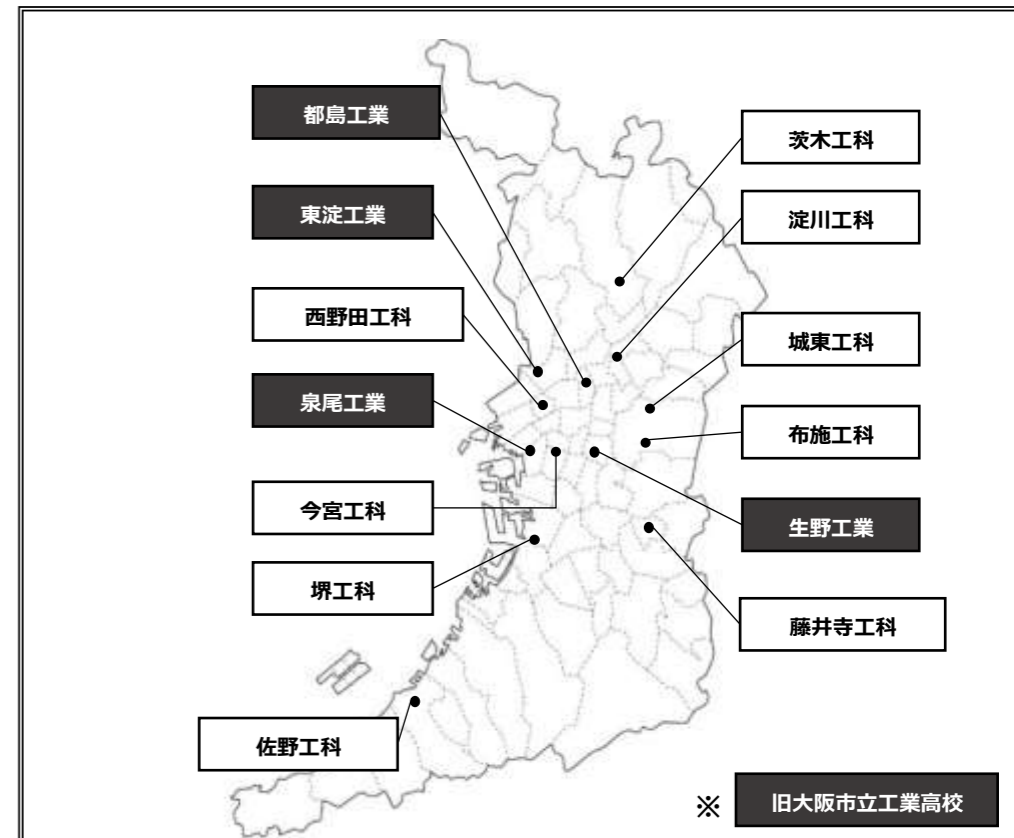
2 諮問理由

産業界から求められている人材育成の役割や社会情勢の変化等を踏まえた、今後の工業系高等学校のあり方について、学校教育審議会にご審議をお願いするものである。

【スケジュール（案）】

審議予定	時期	審議内容
第 1 回	令和 4 年 5 月	現状と課題認識
第 2～3 回	令和 4 年 5 月 ～6 月	公立中学校卒業生数が減少する中での工業系高等学校の役割とあり方 工業系高等学校における教育内容の充実と人材育成
第 4 回	令和 4 年 7 月	中間報告
第 5 回	令和 4 年 10 月	工業系高校の魅力発信とイメージ戦略
第 6 回	令和 4 年 11 月	答申

【参考】府内工業系高校の配置状況





大阪府学校教育審議会会長 様

次の事項について、諮問します。

今後の工業系高等学校のあり方について

令和4年5月9日

大阪府教育委員会

1 諮問事項

「今後の工業系高等学校のあり方について」

<審議のテーマ>

- ・公立中学校卒業生数が減少する中での工業系高等学校の役割とあり方
- ・工業系高等学校における教育内容の充実、人材育成
- ・工業系高等学校の魅力発信とイメージ戦略

2 諮問理由

大阪府では、これまで、本府におけるものづくり教育の活性化に向けて、「大阪府立高等学校・大阪府立高等学校再編整備計画（平成 25 年 11 月策定）」に基づき、工科高等学校それぞれの強みを生かした人材育成の重点化を図るために府立工科高等学校 9 校の「高大連携重点型」、「実践的技能養成重点型」、「地域産業連携重点型」の 3 タイプへの分類の実施や、「大阪府立高等学校・大阪府立高等学校再編整備計画（平成 30 年 11 月策定）」に基づく、PBL（プロジェクト・ベースド・ラーニング）の導入とそれに伴う 35 人学級導入等の取組み等による、企業から求められる力を備えた人材の育成に取り組んできたところである。

しかしながら、府内公立中学校卒業生数の将来推計が引き続き減少傾向となっていること、近年の大学進学志向の高まりにより普通科系高等学校への進学傾向が強まっていること、加速する技術革新のスピードに実習設備の更新が追い付かないこと、工業系高等学校の強みや魅力が中学生やその保護者等に十分伝わっていないこと等、工業系高等学校を取り巻く状況は厳しいものとなってきている。

また、令和 3 年 1 月に取りまとめられた中央教育審議会の答申「『令和の日本型学校教育』の構築をめざして～全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現～」においても、新時代に対応した高等学校教育として、職業教育を行う学科を置く高等学校における産業界と一体となった社会に開かれた教育課程の推進等の取組みについて述べられている。

については、本府においても、産業界から求められている人材育成の役割や社会情勢の変化等を踏まえた、今後の工業系高等学校のあり方について、学校教育審議会にご審議をお願いするものである。

大阪府学校教育審議会 工業教育部会 委員名簿案

(五十音順)

氏名	職名
伊藤 真吾	東洋紡株式会社 参与 人事・労務総括部長 兼労務部長
川田 裕	学校法人 常翔学園 理事
北野 優子	一般財団法人 大阪労働協会 人材開発部 グループ長
中野 靖弘	大阪実業教育協会 専務理事
丸岡 俊之	近畿大学 教職教育部 教授